

大村市しあわせ循環コミュニティ事業業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

目 次

1	業務名、業務の趣旨・内容及び履行期限	1
2	委託料上限額	1
3	特定方法	1
4	参加資格要件	1、2
5	契約の相手方	3
6	留意事項	3
7	発注課（問い合わせ先）	3
8	公募方法	4
9	スケジュール一覧	4
10	実施要領等の交付の期間、場所及び方法	4
11	公募型プロポーザル参加表明書の提出の期限、場所及び方法並びに確認通知	4、5
12	提案書等の提出の期限、場所及び方法	5、6
13	契約書作成の要否	6
14	質問書の提出の期間、場所、方法及び回答	6、7
15	審査	7、8
16	審査結果の通知日、方法、結果の公表及び契約締結日	8
17	契約手続	8
18	審査委員会	9
19	その他重要事項	9

様式集 様式第1号～様式第11号

別紙1 大村市しあわせ循環コミュニティ事業概要

別紙2 契約保証金について

1 業務名、業務の趣旨・内容及び履行期限

(1) 業務名 大村市しあわせ循環コミュニティ事業業務委託

(2) 業務の趣旨・内容

共助の精神のもと、あらゆる立場の人々がつながり、支え合う全市民参加型のコミュニティ実現に向けて、デジタル技術を活用し、パーソナライズされた個別最適なサービスと地域共助の仕掛けを提供するとともに、地域で守り育てる子育て支援事業を推進するために、次の業務を行う（詳細については、大村市しあわせ循環コミュニティ事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。）。

業務1 全体業務設計・進捗管理

業務2 めぶくID及びデータ連携基盤の整備

業務3 基盤系サービスの構築・運用

業務4 地域共助事業の構築・運用

業務5 子育て支援事業の構築・運用

業務6 官民連携団体CONNECTの設立

(3) 履行期間 契約の日から令和6年3月29日（金）まで

2 委託料上限額

本業務の委託料上限額は、261,527,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、各事業ごとの金額については、概ね次のとおりとする。なお、仕様書8ページ業務5の「(ウ) 電子福祉医療費受給資格者証の仕組みづくりと運用」については、国において同様の取組が進められているため、今後の国の動向により業務から削除する可能性がある。そのことを踏まえた提案とすること。

事業名	金額（千円）
①地域共助事業	119,350
②子育て支援事業	109,350
③デジタルインフラ整備事業	32,827
合計	261,527

3 特定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、受託候補者を特定する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、代表事業者とその他複数の構成団体（代表事業者以外の構成団体をいう。以下単に「構成団体」という。）で構成された共同事業体とする。

なお、代表事業者と構成団体が満たすべき要件は、それぞれ次のとおりとする。

- ・代表事業者…公募型プロポーザル参加表明書（添付書類を含む。以下「参加表明書」という。）の提出の時点において、次に掲げる要件（(1)～(8)）を全て満たし、かつ、公募型プロポーザル参加資格確認通知書で参加資格があ

る旨の確認を受け、業務を安定的かつ、円滑に実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）

- ・構成団体…(7)を除く次に掲げる要件を全て満たす法人等。なお、構成団体の中には、市内に本社又は本店を置くものを1者以上含んでいること。

また、代表事業者は、構成団体との間で業務分担等を定めた協定書を締結するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに大村市税の滞納がない者であること。
- (5) 大村市から大村市入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 過去6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- (7) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までに、国又は地方公共団体が発注した同種又は類似の業務の受託実績を有する者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 参加者又は参加者の役員等（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であり、又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。

イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していること。

ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。

エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。

5 契約の相手方

本市と契約を締結する者は、共同事業体の代表事業者とする。

なお、本業務を受託した共同事業体の代表事業者は、構成団体との間で、個別の業務について、再委託契約書を締結するものとし、その際に作成される再委託契約書に代表事業者と構成団体とが連帯して業務を履行する旨を盛り込むこと。

また、当該再委託契約書（写）を市へ提出すること。

構成団体は、委託業務の全部又は主たる業務部分を一括して第三者に委託してはならないものとし、一部の業務・取組を第三者に委託する場合は、本市の承認を得るものとする。

6 留意事項

以下の点に留意の上、提案すること。

ア 代表事業者・構成団体については、次のとおりとする。

(ア) 応募に関する事務（本市と応募者との連絡等）は全て代表事業者を通じて行うものとし、本市が代表事業者に対して行った行為は、当該共同事業体全ての構成団体に対しても行ったものとみなす。

(イ) 代表事業者の変更は、原則として認めない。

(ウ) 構成団体の変更については、本市と協議すること。

(エ) 代表事業者及び構成団体は、本業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

イ 仕様書及び別紙1（大村市しあわせ循環コミュニティ事業概要）を踏まえて提案すること。

ウ 原則として、令和6年2月末日までに業務2～業務5のサービス提供・運用を開始すること。

エ 別紙1で定めたKPIに沿って、各構築・運用業務を推進すること。なお、別紙1で示されているKPIの変更は原則として認めない。

オ 各サービスは、次年度以降も運用等を続けていくことを前提として、各構築・運用業務を計画・推進すること。

カ 総務省が策定した「スマートセキュリティガイドライン（第2.0版）」を参考とし、本市との協議を踏まえ、適切なセキュリティ対策を実施すること。

キ 国（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局等）からの指示や本市及び大村市デジタル田園都市国家構想推進事業検討委員会、しあわせ循環コミュニティ事業推進協議会との協議等により、業務内容や予算配分の見直しが生じた際は、本市と協議の上、柔軟に対応すること。

ク 必要に応じ、各種会議等への出席及び進捗報告等に対応すること。

7 発注課（問い合わせ先）

大村市企画政策部デジタル推進課

長崎県大村市玖島1丁目25番地

電話番号 （代表）0957-53-4111（内線）215

メールアドレス d-suishin@city.omura.nagasaki.jp

8 公募方法

大村市ホームページ (<https://www.city.omura.nagasaki.jp>) に大村市しあわせ循環コミュニティ事業業務委託に係る実施要領（本書）、仕様書等を掲載し、公募を行う。

9 スケジュール一覧

実施要領の交付の期間	令和5年6月19日（月）から 令和5年7月14日（金）まで
質問書の提出期間	令和5年6月19日（月）から 令和5年7月4日（火）まで
質問書への回答期間	令和5年6月19日（月）から 令和5年7月6日（木）まで
参加表明書の提出期限	令和5年6月30日（金）午後5時
参加資格の通知	令和5年6月30日（金）発送
提案書等の提出期限	令和5年7月15日（土）午後5時
プレゼンテーション	令和5年7月19日（水）
審査結果の通知	令和5年7月26日（水）（予定）
契約締結日	令和5年8月3日（木）（予定）

1.0 実施要領等の交付の期間、場所及び方法

(1) 期間 令和5年6月19日（月）から令和5年7月14日（金）まで

(2) 場所及び方法

ア 大村市ホームページからのダウンロード

大村市ホームページ <https://www.city.omura.nagasaki.jp>

イ 発注課での直接交付

発注課で直接交付する。ただし、日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

1.2 公募型プロポーザル参加表明書の提出の期限、場所及び方法並びに確認通知

(1) 期限 令和5年6月30日（金）午後5時

(2) 場所 発注課

(3) 方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。

なお、公募型プロポーザル参加表明書を提出する場合は次の書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号・代表事業者のみ提出）

イ 法人等概要書（様式第2号・全事業者提出）

ウ 確約書（様式第3号・全事業者提出）

エ 消費税及び地方消費税を滞納していないことを証明する書類（全事業者提出）

オ 大村市税納付状況確認同意書（様式第4号・全事業者提出）

カ 業務実施体制申告書（様式第5号・代表事業者のみ提出）

キ 共同事業体構成書兼委任状（様式第6号）

ク 返信用封筒（代表事業者の送付先を明記し、84円切手を貼ったもの）

※本市の入札参加資格のない者のみ下記書類を添付してください。

- 1) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（法人の場合）
- 2) 身分証明書（登記していない個人の場合）
- 3) 業務に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- 4) 直近の決算に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書など）

(4) 確認通知

公募型プロポーザル参加表明書を提出した法人等（代表事業者）に対し、令和5年6月30日（金）までに公募型プロポーザル参加資格確認通知書を発送する。

1.2 提案書等の提出の期限、場所及び方法

(1) 期限 令和5年7月15日（土）午後5時

(2) 場所 発注課

(3) 方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日及び土曜日を除く日（提案最終日の7月15日（土）のみ持参可）午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。

提案書等（添付書類を含む。以下同じ。）は仕様書及び別紙1（大村市しあわせ循環コミュニティ事業概要）を参照の上、作成し、提案書等を提出する場合は次の書類を提出すること。

ア 提案書提出表紙（様式第7号）

イ 提案書（任意様式）

ウ 代表事業者・構成団体間の業務分担等を定めた協定書（写し）

エ 見積書及び内訳書（任意様式）

なお、評価基準については、本要領7、8ページのとおりとしているので、当該評価基準を踏まえて提案すること。

また、提案者を特定することができる会社名、ロゴマーク等は、記載しないこと。

本要領1ページの1の(2)の業務1に係る提案書類

- 1) 業務全体設計と進捗管理の手法
- 2) 共同事業体の全事業者の一覧表及び各会社概要
- 3) 全体体制及びコミュニケーション計画

※全体責任者、各取組の推進責任者及び担当者を示してください。また、本市や構成事業者間のコミュニケーション計画を示してください。

本要領1ページの1の(2)の業務2～業務6に係る提案書類

1) 構築方針／内容

・サービス概要

本業務で実現するサービスを全て示してください。

・システム機能

構築・運用予定の機能及び機能を実現するために使用する予定のデータについて一覧等で示してください。

・システム構成図

システム全体の構成及び使用する予定の技術要素について示してください。

・スケジュール

スケジュールと実施内容を詳細に示してください。

・システム構築体制

プロジェクトマネージャー等、必要な役割を担う人員を含めた体制図を示してください。

・セキュリティ対策

総務省が策定した「スマートセキュリティガイドライン（第2.0版）」を参考に適切なセキュリティ対策を示してください。

2) 実施方針／内容

・本年度の実施方針

本業務の実施業務について、サービス提供形態、業務フロー、実施体制等について図表等を用いて視覚的に示してください。

・次年度及び中長期の実施方針

次年度以降の実施方針・体制及び想定される費用等を示すこと。なお、サービス拡張が必要な場合は、拡張方針等を示してください。

3) 取組ごとのKPIの測定方法

別紙1に示す取組ごとのKPIに関し、具体的なPDCAの方法を示してください。

4) 成果物・納品物

本業務完了時の成果物・納品物を一覧で示してください。

※ア、イ及びエの書類は、それぞれ原本1部及び写し12部を提出すること。

1.3 契約書作成の要否

要

1.4 質問書の提出の期間、場所、方法及び回答

(1) 期間 令和5年6月19日（月）から令和5年7月4日（火）まで

(2) 場所 発注課

(3) 方法

質問書（様式第8号）を持参、郵送又は電子メールにより提出すること。ただし、持

参の場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期間内に必着すること。

電子メールにより提出する場合は、件名を「大村市しあわせ循環コミュニティ事業業務委託に係る質問【法人等名（代表事業者）】」とし、発注課がメールを受信したことを必ず確認すること。

(4) 回答

(1)の期間内に提出された質問書に対する回答を大村市ホームページにおいて、令和5年7月6日(木)まで随時掲載する。

1.5 審査

公募型プロポーザル参加資格確認通知書で参加資格がある旨の確認を受けた法人等（代表事業者）を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答（以下「ヒアリング」という。）を実施する。

(1) 実施日、場所及び方法

ア 実施日 令和5年7月19日(水)

イ 場所 大村市役所第8会議室（予定）

ウ 方法

ヒアリングにより、提案書等の内容を審査し、本プロポーザルの審査委員会において、評価基準に基づき各委員が評価点を算出し、当該委員の評価点の合計点が最も高く、かつ、配点の合計点の6割以上の点数を得た法人等を受託候補者として特定する。

ヒアリングの実施方法は、次のとおりとする。

(ア) プレゼンテーションの時間は45分以内とし、その後、質疑応答を実施する。

(イ) 提案者は、他の提案者のヒアリングを傍聴することはできない。

(ウ) ヒアリングは、事前に提出された提案書等に基づき実施し、提案書等の差替え及び追加資料の配布は、認めない。

(エ) ヒアリングに使用するプロジェクター及びスクリーン、映像出力用ケーブル（VGA・HDMI）、電源用コードリールは、発注課で準備することとする。それ以外の機器は、提案者が準備するものとする。

(オ) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、「イ 場所」に来られない場合は、大村市が指定するweb会議による参加も可能とする。web会議による参加を希望する場合は、7月5日（水）までに発注課に電子メールにより連絡を行うこと。

(2) 評価基準

評価基準は、次のとおりとする。

なお、提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、6割以上の点数（合計点）を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。

ア 業務実績（配点10点）

本業務と類似した過去の業務実績を勘案し、確実な業務遂行が見込めるか。

イ 業務実施体制（配点20点）

人員配置など、本業務を確実にかつ効率的・効果的に実施できるものとなっているか。

ウ 業務実施スケジュール（配点 10 点）

各業務の実施について適切なスケジュールとなっているか。

エ 業務提案内容（配点 50 点）

本業務の達成のために、効率的・効果的な業務内容の提案となっているか。

取組ごとの K P I の測定について、確実な測定ができるようになっているか。

セキュリティ対策は適切なものとなっているか。

オ 地域への波及効果（配点 10 点）

地域産業や地域活動の活性化への波及が見込まれる業務内容の提案となっているか。

カ CONN E C T の運営（配点 30 点）

次年度以降サービス提供者となる CONN E C T について、適切なサービスの提供や安定的な運営について具体的に示されているか。

キ 地域通貨の取組（配点 10 点）

地域通貨を利用する加盟店数の増など地域通貨の広がりが想定されているか。

ク 見積価格（配点 10 点）

見積価格の評価

1 6 審査結果の通知日、方法、結果の公表及び契約締結日

(1) 通知日 令和 5 年 7 月 26 日（水）予定

(2) 方法、結果の公表

受託候補者として特定した法人等に対しては特定通知書（様式第 9 号）を、受託候補者以外の法人等に対しては非特定通知書（様式第 1 0 号）を送付する。

審査委員会による審査結果は、大村市ホームページに掲載する。

大村市ホームページ <https://www.city.omura.nagasaki.jp>

(3) 契約締結日 令和 5 年 8 月 3 日（木）（予定）

1 7 契約手続

(1) 受託候補者として特定した法人等に対し、その提案内容について検証（提出書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等）を行うとともに、仕様、価格等について協議を行う。

協議の結果、市が受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合、市は、審査において次点となった提案者を次点受託候補者として協議を行うものとする。

なお、検証は、受託候補者の協力の下で行うものとし、検証結果について異議を申し立てることは認めない。

(2) 契約保証金 必要（別紙 2 契約保証金についてを参照してください。）

18 審査委員会

審査委員会の委員長及び委員は、次のとおりとする（敬称略）。

委員長	山下 健一郎（大村市副市長）
委員	中村 人久（大村商工会議所会頭）
	大山 健（長崎総合科学大学副学長）
	山口 純哉（長崎大学経済学部准教授）
	織方 五郎（大村市町内会長会連合会会長）
	田中 博文（大村市理事）
	山中 さと子（大村市企画政策部長）
	杉野 幸夫（大村市こども未来部長）

19 その他重要事項

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、市の判断で失格とし、既に提出された提出書類は、無効とする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 公募型プロポーザル参加表明書の提出の日から契約を締結するまでに、参加資格要件を満たさない事実を確認した場合
 - ウ 公正を欠く行為があったと認められる場合
 - エ その他本要領に違反する行為があると認められた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。また、契約締結後に虚偽の内容が記載されていた事実を確認した場合は、契約を解除する場合があります、契約を解除したときは着手等により発生した費用の支払には応じない。
- (3) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出期限までに公募型プロポーザル参加表明書が提出されなかった場合及び参加資格要件を確認された旨の通知を受けなかった場合は提案書等を提出することができない。
- (5) 法人等が提案した見積価格が委託料上限額を超えた場合は、当該法人等は失格とする。
- (6) 市への提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類は、大村市しあわせ循環コミュニティ事業業務委託に係る受託候補者の特定においてのみ使用し、原則として他の目的には使用しない。なお、提出書類を公表その他の目的に使用する場合は、あらかじめ提案者の承諾を得るものとする。
- (8) 公募型プロポーザル参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、提案書等の提出の期限日までに参加辞退届（様式第11号）を発注課に持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日を除く日（提案最終日の7月15日（土）のみ持参可）の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は提案書等の提出の期限日までに必着すること。
- (9) 審査結果に関する異議申し立ては、受け付けない。
- (10) 提案書等の作成について
文字のサイズは、10ポイント以上とし、片面印刷・横書きで記載すること。ただし、A4用紙で作成し難い場合は、A3用紙と併用して作成することができる。

以上